

**特定非営利活動法人
日本・カザフスタン経済・文化協力委員会プロGRESS 入会申込書**

入会にあたっては下記の内容にご理解を頂き入会をして頂く事をお願い致します。

目的及び事業

この法人は広く日本の市民とカザフスタン共和国の人々との国際協力並びに人材と技術の交流及び産業の振興に資する事業を行い日本とカザフスタン共和国の経済活動の活性化を図り、日本とカザフスタン共和国の友好に寄与する事を目的とする。また、正会員が有する環境技術、医療技術、工業技術、情報技術、社会開発、エネルギー開発、経営等に関する高度な知識と経験を生かして、日本とカザフスタン共和国両国の科学技術の振興・環境の保全・医療技術の発展・まちづくり推進・情報社会の発展を図り、日本とカザフスタン共和国両国の社会経済の健全かつ自足的な発展に寄与する事を目的とする

目的を達成するために次の活動を行う

1. 経済活動の活性化を図る活動
2. 国際協力の活動
3. 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

会員

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
2. 賛助会員 この法人の目的に感動して賛助するために入会した個人及び団体。

退会

会員は理事が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会する事が出来る

除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員の3分の2以上の決議によりこれを除名する事が出来る。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 退会届の提出をしたとき。この規則などに違反したとき
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

目的を達成するため、次の事業を行う

1. 両国の産業振興に関する人材交流・人材育成活動
2. 両国に関する情報提供事業
3. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

入会金及び会費

会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

会員の資格喪失

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意志が無いものと判断したとき。
4. 除名されたとき。

拠出金品の不返還

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない

企業名 フリガナ	
氏名 フリガナ	役職名
住所 〒	
連絡先 電話番号	e-mail
ご希望になられる会員の口に印を入れてください	
<input type="checkbox"/>	会費 入会金 年会費
<input type="checkbox"/>	個人正会員 5万円 5万円
<input type="checkbox"/>	法人正会員 10万円 10万円
<input type="checkbox"/>	個人賛助会員 1万円 1万円
<input type="checkbox"/>	法人賛助会員 2万円 1万円
振込み先	
銀行名	三菱東京UFJ銀行 上永谷支店
口座名	特定非営利活動法人日本・カザフスタン経済・文化協力委員会プロGRESS
口座番号	普通
口座番号	41294